

## ( 參考資料 1 )

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年11月2日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
肉	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
肉	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—

※1 村田市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル範囲内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル範囲内の区域に限る。)、原町区(高倉字吹屋、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉筋、原町区片倉字津洋及び原町区大原字和田城の区域、)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、猪苗町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル範囲内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル範囲内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字宇曽原、原町区片倉字津洋及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、葛尾村及び飯舘村

※福島県立農業大学、稲葉城・福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子弹力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、常葉町堀田、常葉町山寺並びに市内有林福島森林管理課251林班の一部、252林班、253林班から270林班まで、283林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子弹力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市・福島第一原子弹力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町区高倉字屋久原、原町区高倉字木曾、原町区馬場字五台山、原町区馬場字芋屋横川、原町区馬場字行倉、原町区馬場字原木、原町区馬場字大原木、原町区馬場字田城並びに市内有林福島森林管理課2004林班から2017林班まで、2008林班の一部、2009林班から2019林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市・利澤、小舟幸及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川村及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧眉山町月館より月館(月館山)下松原(下松原)、月館(月館山)北東(北東)、西及び新ノ内限る。)、及び月館町御代田(東)、北、東、西及び新ノ内限る。)、旧掛田町雪山町山野川に限る。)、旧柱沢村(原保原町(明治)、久保田、伊豆内、西保田、山西部、菅町、河原町、東深瀬、西深瀬及び東丸山に限る。)、及び保原町柱坂(浜田、平、宮内、前田、稻荷、福寿、砂子下及び権現(権現)に限る。)、旧妻木村(梁川町大間界、寺脇、清水沢、清水沢、松平、久原、横瀬、里ヶ丘、弓削、宮室下、弓削及び上弓削を除く。)、梁川町新井及び梁川町新井(梁川町八幡(八幡)に限る。)、旧石戸村(旧上原村、旧豊山村、旧小寺村及び旧宮窓野村(梁川町八幡(八幡)に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧洪治村(洪治及び大原)に限る。)、旧白石村、旧木津村(旧木津村)、旧芦沢村(旧芦沢村)、旧田代村(岩代町)及び旧大田村(東和町)の区域に限る。)、木曾郡(旧白若村、旧和木沢村(白沢村)及び旧吉本村の区域に限る。)

※4 アイナ、アカガレイ、アカシタビラム、イカナゴ(魚類を除く)、インガレイ、ウスマベル、ウミタコ、エゾノイアナメ、キツネヌマゴ、クロウシシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケウドウラ、スズキ、ナガツクニ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒガングフ、ヒラム、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マコダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムライイ、メタガレイ、ピスカゲイ、キタムラサキウル

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

\*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、福栄町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月2日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類 原木クリタケ(露地栽培)		一関市、奥州市
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)		盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
野菜類 木本ナメコ		大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		一関市、奥州市
野菜類 タケノコ		盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
野菜類 こしあぶら		一関市、奥州市、住田町
野菜類 せんまい		一関市、奥州市
野菜類 セリ(野生のものに限る。)		一関市、奥州市
野菜類 わらび(野生のものに限る。)		陸前高田市、奥州市
水産物 マダラ		最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物 スズキ		磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
水産物 イワナ(養殖を除く。)		気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
水産物 ウグイ		気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉 牛の肉*	牛の肉*	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそつ(ごこみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
水産物 マダラ	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒガシングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	スズキ	
	マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物 イワナ(養殖を除く。)	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、湯川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉 インシの肉	インシの肉	全域
	クマの肉	全域
	牛の肉*	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物 ヒラメ	イシガレイ	
	コモリカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	ウグイ	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物 アメリカナマズ(養殖を除く。)	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浦逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浦逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浦逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉 イノシの肉	イノシの肉	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシの肉を除く。
	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	木本ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須町、那珂川町
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	キノコ類(野生のものに限る。)	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	タケノコ	大田原市、那須塩原市、那須町
	くさそつ(ごこみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
野菜類 さんしゅう(野生のものに限る。)	さんしゅう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
水産物 クリ	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	茂茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉 牛の肉*	牛の肉*	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	インシの肉	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他 茶	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、嬬恋村、高山村
	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び木川(支流を含む。)
肉 インシの肉	インシの肉	全域
肉 クマの肉	クマの肉	全域
その他 茶	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	キノコ類(野生のものに限る。)	ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物 ギンブナ	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に入流する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	茶	成田市
山梨県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村

\* 当該県において銅毒されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛の牛の牛を除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

## ( 參考資料 2 )

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月2日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月2日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年度)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国村の区域に限る。)  H23.11.29～: 伊達市 (旧小国村及び旧苗ヶ原町の区域に限る。)  H23.12.5～: 福島市 (旧喜多方市の区域に限る。)  H23.12.8～: 二本松市 (旧喜多方村の区域に限る。)  H23.12.9～: 伊達市 (旧喜多方村及び旧喜成村の区域に限る。)  H23.12.19～: 伊達市 (旧喜多方村の区域に限る。)  H24.1.4～: 伊達市 (旧喜多方村の区域に限る。)</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市 (都路町、船引町横瀬、船引町中山字小坂及び字下高瀬、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内固有林地鳥羽木林管理署261林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、263林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一帯の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高瀬字舟行原、原町区高瀬字舟行舟及び原町区大原字舟行舟並びに市内固有林地鳥羽木林管理署2084林班から2091林班まで、2095林班から2096林班まで及び131林班の区域を除く。)、福島市 (新利、小倉寺及び朝日町合谷を除く。)、旧平田村、旧底塙村、旧田野村、旧余目村、旧松川町、旧喜多方村、原町区高瀬字舟行舟、原町区高瀬字舟行舟川、原町区片寄字舟行舟及び原町区大原字舟行舟並びに市内固有林地鳥羽木林管理署2084林班から2087林班まで、2089林班の一部、20989林班から21091林班まで及び131林班の区域に限る。)、伊達市 (旧福島市 (諏利、小倉寺及び朝日町合谷を除く。)、旧平田村、旧底塙村、旧田野村、旧余目村、旧松川町、旧喜多方村、新利、小倉寺、舟行舟及び舟行舟川を除く。)及び月館町舟代村 (北川、東、西及びひ野瀬、内山)に限る。)、旧保田町 (豊川町山野川に限る。)、旧保田村、保原町所沢 (明夫内、久保田、田仲内、西郷山、寺ノ町、河原田、東深町、西瀬町及び舟代村)、舟代村 (舟代内、前田、新利、舟行舟及び舟行舟川を除く。)に限る。)、日塩本村 (日塩川町大隈、寺盛、清水、清水川村、舟代、久保、猪苗、里ヶ谷、舟ノ口、生木沢、舟石及び上台合院)、舟代下村、舟代浜町、舟塩沢村、舟代井村、舟代沢村、舟代井村、舟代新殿村、舟代木村 (若代町)及び舟代木村 (東和町)の区域に限る。)、本宮市 (白白岩村、舟代木村 (白沢村)及び舟代木村 (舟代町))及び舟見町 (舟代木村及び舟代合村の区域に限る。)及び国見町 (舟代木村及び舟代合村の区域に限る。)「米の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。」)</p>
米 (平成24年度)		<p>H24.4.5～: H24.7.26一部解除: 福島県第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高瀬字舟行舟、原町区高瀬字舟行舟川、原町区片寄字舟行舟及び原町区大原字舟行舟並びに市内固有林地鳥羽木林管理署2084林班から2087林班まで、2089林班の一部、20989林班から21091林班まで及び131林班の区域に限る。)、福島市 (新利、小倉寺及び朝日町合谷を除く。)、旧平田村、旧底塙村、旧田野村、旧余目村、旧松川町、旧喜多方村、原町区高瀬字舟行舟、原町区高瀬字舟行舟川、原町区片寄字舟行舟及び原町区大原字舟行舟並びに市内固有林地鳥羽木林管理署2084林班から2087林班まで、2089林班の一部、20989林班から21091林班まで及び131林班の区域に限る。)、伊達市 (月館町舟代村 (舟ノ下、松川町原、向及び舟ノ原に限る。)及び月館町舟代村 (北川、東、西及びひ野瀬、内山)に限る。)に限る。)、日塩本村 (舟代内、前田、新利、舟行舟及び舟行舟川を除く。)及び舟見町 (舟代木村及び舟代合村の区域に限る。)及び国見町 (舟代木村及び舟代合村の区域に限る。)「米の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。」)</p>
イカナゴの稚魚		<p>H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>H23.6.8～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鶴川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 新田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 太田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～: 薩川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし薩川を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～: 猪苗代湖の久慈川 (支流を含む。)</p>
水産物		<p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 秋本湖、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鶴川との合流点から上流部分に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし薩川及びその支流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち只見ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。)</p>
ウナギ		<p>H24.8.2～: 猪苗代湖内の久慈川 (支流を含む。)</p>
アユ(養殖を除く。)		<p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。)</p>
ヤマメ(養殖を除く。)		<p>H24.4.5～: 阿武隈川 (支流を含む。)</p>
イワナ(養殖を除く。)		<p>H24.4.12～: 薩川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鶴川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)</p>
コイ(養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川 (鶴川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p>
フナ(養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川 (鶴川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真野川 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p>
アシメ アカガレイ アカシタラメ イカナゴ(稚魚を除く。) イシガレイ ウツメバル ウツタナゴ エイソニアメ キツメバール クロウシノンタ クロソイ ケンシガジカ ヨモンカスベ サラマス サブウ シロメバル ストウタラ ヌスキ ニベ ヌシガレイ ハバガレイ ヒガシフグ ヒラメ ホリボウ ホンガレイ マナゴ マカレイ マコガレイ マコチ マダラ ムンガレイ ムライ メイタガレイ ビヌスガイ クダムラサキウニ ナガツカ マツカワ ホンザメ ショウサイフグ		<p>H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p>
牛の肉		<p>H23.8.22～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)</p>
内 イノシシの肉 クマの肉		<p>H23.11.9～: 福島市、南相馬市、広野町、猪瀬町、大熊町、大蔵町、喜多方市、喜多方町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村  H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾郡、桑折町、川俣町、大玉村  H23.12.2～: 那須市、猪苗代町、田村市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、湯川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平  H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾郡、那須市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、三春町、小野町、磐石町、石川町、湯川町、古殿町、  矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鉢川村  H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川  村、昭和村、猪苗代村</p>

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月2日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 十和田市、陸前町 H24.10.30～: 青森市
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東津戸村屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道より町根岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ 原木(くり)たけ(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 駿河高田市、佐野町 H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.25～: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、釜ヶ崎町、山田町 H24.5.10～: 遠野市 H24.10.18～: 大船渡市、釜石市 H24.10.23～: 駿河高田市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.10.11～: 一関市、駿河高田市、平泉町 H24.10.18～: 釜石市 H24.10.19～: 奥州市 H24.10.29～: 大船渡市、釜ヶ崎町 H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 奥州市 H24.5.15～: 釜石市 H24.5.19～: 佐野町 H24.5.30～: 釜ヶ崎町 H24.5.30～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 佐野町 H24.5.18～: 奥州市、駿河高田市 H24.5.18～: 奥州市 H24.5.18～: 岩手県 H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	マダラ イワナ(差殖を除く。)	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.8～: 錦糸川(支流を含む。)及び鰐川(支流を含む。) 岩手県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、八幡ダムの上流、八幡ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流及び早瀬ダムの上流を除く。)
ウグイ	H24.5.11～: 上流、田瀬沼の上流、網代ダムの上流、荒沢ダムの上流及び早瀬ダムの上流を除く。)	H24.6.12～: 気仙川(支流を含む。)
牛の肉	H23.9.25～一部解除: 全域	H23.9.25～一部解除: 全域(他の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉 グラの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.9.10～: 全域 H24.7.26～: 全域 H24.10.22～: 全域	H24.9.10～: 全域 H24.7.26～: 全域 H24.10.22～: 全域
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 真岡市
		H24.11.19～: 日石市、奥州市 H24.11.2～: 丸森町 H24.3.15～: 黒玉町 H24.4.5～: 行田町 H24.4.11～: 仙台市、南三陸町 H24.4.12～: 瑞巣市 H24.4.19～: 立谷市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.25～: 鶴来市、真岡市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大崎町、宮谷町 H24.5.8～: 色麻町 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大衡村 H24.10.18～: 真岡市、大崎市 H24.4.27～: 大崎市、真岡市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 真岡市 H24.10.18～: 大崎市、七ヶ宿町 H24.4.27～: 大崎市、真岡市
	くさそて(こごみ)	H24.5.2～: 加美町 H24.5.9～: 気仙沼市 H24.5.7～: 真岡市、南三陸町 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.17～: 真岡市、丸森町 H24.5.17～: 仙台市
	こしあぶら	H24.5.2～: 加美町 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.17～: 真岡市、丸森町 H24.5.17～: 仙台市
	ゼンまい	H24.5.17～: 仙台市
	クロダイ	H24.6.28～: 宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線
	スズキ	H24.4.12～: 宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線と半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線と半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量1kg)ログラム未満のものに限る)
	ヒガング	H24.5.8～: 宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線と半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヤマメ(差殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の鰐川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)
	イワナ(差殖を除く。)	H24.5.14～: 大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三浪川のうち新潟ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)及び二級川のうち新潟ダムの上流(支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.28～: 江北川のうち新潟ダムの上流(支流を含む。)及び二級川のうち新潟ダムの上流(支流を含む。)及び二級川のうち新潟ダムの上流(支流を含む。)及び磐石川のうち新潟ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～: 一級川のうち磐石川の上流(支流を含む。)及び磐石川のうち新潟ダムの上流(支流を含む。)
	牛の肉	H23.9.28～: 全域(他の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉 イソシの肉 グラの肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町 H24.8.25～: 全域(上記地域を除く。)	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町 H24.8.25～: 全域
山形県		出荷制限
肉 グラの肉	H24.9.10～: 全域	H24.9.10～: 全域
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除: 全域
ホウレンソウ		H23.2.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高萩市
カキナ		H23.2.21～4.17解除: 全域
バセリ		H23.3.23～4.17解除: 全域
野菜類	タケノコ	H24.4.6～: 浪来市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.13～: 石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、東茨城郡 H24.4.26～: 北茨城郡、大洗町
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.6～: 土浦市、鉾田市、那珂市、小堀玉市 H24.11.10～: 土浦市、鉾田市、那珂市、小堀玉市
	原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 宜野町
	こしあぶら	H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.6.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
	インガレイ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城城西県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	コモンカスペ	H24.4.17～H24.4.30解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(差殖を除く。)	H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの潮流に進入する刈田川並びに常陸利根川(差殖を除く。)
	キンブナ	H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの潮流に進入する刈田川並びに常陸利根川(差殖を除く。)
	ウナギ	H24.5.7～: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの潮流に進入する刈田川並びに常陸利根川(支流を含む。)
肉 イソシの肉	H23.12.21～一部解除: (他の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。)	H23.12.21～一部解除: (他の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。)
茨城県		出荷制限
		H23.8.2～以下地図以外
		H23.6.2～10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代市、境町 H23.6.2～H24.4.9解除: 大子町 H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.5.35解除: 水戸市 H23.6.2～H24.7.24解除: 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2～H24.10.5解除: 泰波町 H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市
茶		*

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月2日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.8.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市	
タケノコ	H24.8.1～: 那須塩原市、那須町 H24.8.7～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 矢板市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.4.13～: 塙木市、壬生町	
原木シタケ(施設栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 矢板町、那須町 H24.4.12～: 大田原市 H24.5.29～: 古くら市	
野菜類	H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.28～: 王生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.4～: 那須塩原市、日光市 H24.10.19～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 鹿沼市	
くさてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.6.1～: 大田原市、那須町 H24.8.2～: 那須塩原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.8.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.8.2～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.8.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.6.15～: 古くら市(野生のものに限る。)	
さんしよう(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.8.7～: 大田原市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 大田原市、矢板市	
わらび(野生のものに限る。)	H24.8.2～: 那須町 H24.6.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.9.18～: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) H24.8.10～: 水野川(支流を含む。) イナメ(養殖を除く。) H24.8.20～: 水野川(支流を含む。) クワゲ(養殖を除く。) H24.5.7～: 鹿沼川(支流を含む。) 及び朝木内川の那須川のうち鹿沼川との合流点の上流(支流を含む。) ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。 ウグイ(養殖を除く。) H24.5.30～: H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。) ただし、荒井川及びその支流を除く。	
肉	牛の肉 H23.8.2～: 全域 イノシシの肉 H23.12.2～: 全域 シカの肉 H23.12.2～: 全域	
その他	茶 H23.8.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.20解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.6解除: 全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、綾戸村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.19～: 筑中市 H24.10.23～: 長瀬町	
水	ヤマメ(差別除外) H24.4.27～: 那須川のうち那須川から東京電力株式会社佐久発電所那須川取水施設までの区間(支流を含む。)、那須川(支流を含む。) 及び篠ノ木川(支流を含む。) イナメ(差別除外) H24.4.3～: 那須川のうち那須川から東京電力株式会社佐久発電所那須川取水施設までの区間(支流を含む。)、那須川(支流を含む。) 及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。) クワゲ(差別除外) H24.4.3～: 那須川(支流を含む。) 及び鳥川(支流を含む。) ただし、荒井川及びその支流を除く。	
肉	イノシシの肉 H24.10.10～: 全域	
その他	茶 H23.8.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市	
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.16～: 桐郷町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町	
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町	
シンギク、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
バセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
タケノコ	H24.4.5～: 市原市、木更津市 H24.4.6～: 我孫子市、茅ヶ崎市 H24.4.11～: 柏市、白井市、八千代市 H24.4.12～: 鍋島市 H24.4.18～: 定山町	
農産物	原木シタケ(露地栽培) H23.10.11～: 我孫子市、君津市 H23.11.18～: 遠藤市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.19～: 千葉市、八千代市 H24.5.16～: 山武市 H24.5.16～: 山武市	
水産物	ギンブナ H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
その他	茶 H23.6.2～: 成田市 H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
その他	茶 H23.6.2～9.29解除: 南足柄市 H23.6.23～12.1解除: 依田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 瑞穂町、清川村 H23.9.23～10.26解除: 相模原市 H23.9.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.8.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 清川原町	
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.9.20～: 長井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小瀬町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市	

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年11月2日現在

福島県		摂取制限
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
野菜		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
原本しいたけ(露地)		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～: 館館村
		H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.15～: いわき市、棚倉町
		H23.9.20～: 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～: 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象